

議案第32号

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
次のように改正しようとする。

令和7年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年9月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」とい
う。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」
に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の
確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全
てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすること
ができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役
割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように
するための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事
業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項
において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号
に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同項の前に次の2項を

加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。